

2022年2月25日改訂

第1章 総則

第1条 (利用者規約)

この利用者規約は、株式会社Animal Life Solutions(以下「ALS」といいます。))が提供するスタディ・ドッグ・スクールにおける全てのサービス(以下「SDSサービス」といいます。))を受ける際の一切に適用します。

第2条 (定義)

この利用者規約における用語の定義は、別途定めるものを除き、以下のとおりとします。

- 「利用者契約」とは、ALSからSDSサービスの提供を受けるための契約であり、個人、他、法人、団体又は家族等が自己の指定する者にSDSサービスを利用させる目的でALSと締結する契約を含みます。
- 「利用者」とは、ALSとの間で契約を締結している者、及び法人、団体又は家族等が締結した利用者契約に基づいて、ALSがSDSサービスの利用を承諾した者を含みます。
- 「サービス利用規約等」とは、ALSが、利用者規約の他に別途定める各SDSサービスの利用規約、「ご案内」又は「ご利用上の注意」等で規定する利用上の決まり、利用条件等の告知及び第5条の通知を含みます。
- 「個人情報」とは、利用者に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の利用者を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の利用者を識別することができるものを含みます。))を含みます。

第3条 (含む範囲)

- サービス利用規約等は、名目の如何にかかわらず、この利用者規約の一部を構成するものとします。
- 利用者規約本文の定めとサービス利用規約等の定めが異なる場合は、当該サービス利用規約等の定めが優先して適用されるものとします。

第4条 (規約の変更)

ALSは、利用者への了承を得ることなく、利用者規約を変更することがあります。この場合、SDSサービスの利用条件は、変更後の利用者規約になります。変更後の利用者規約は、ALSが別途定める場合を除いて、オンライン上に表示した時点より効力を生じるとします。

第5条 (ALSからの通知)

- ALSは、オンライン上の表示その他ALSが適当と判断する方法により、利用者に対し随時必要な事項を通知します。
- 前項の通知は、ALSが当該通知の内容をオンライン上に表示した時点より効力を発するものとします。

第16条 (営業及び営利活動の禁止)

- 利用者は、SDSサービスを使用して営業活動、営利を目的とした利用及びその準備を目的とした利用(以下「営業活動」といいます。))をしてはなりません。又、第13条(個人情報情報の管理)第2項に基づき有償無償を問わずSDSサービスを第三者に利用させないものとします。
- 前項にかかわらず、ALSが別途承認した場合は、利用者は承認の範囲内で営業活動を行うことができますものとします。

第17条 (禁止事項)

第15条(著作権の保護)及び第16条(営業及び営利活動の禁止)の他、利用者はSDSサービス又は提携サービスを利用して以下の行為を行わないものとします。

- ドッグブレイルム参加時やスタッフの指示以外で犬をノードードすること。
- 他の利用者もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為(当人への了承を得ずして他の参加者や飼犬を撮影する行為および自身のホームページやブログ等への無断掲載を含む)。
- 他の利用者もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷し又は他者の名誉もしくは信用を毀損する行為。
- ALS、他の利用者もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- 賭博、業務妨害等の犯罪の手段として利用する行為、犯罪を助長し、又は誘発するおそれのある行為、そのものや情報を送信又は表示する行為。
- ストーカー行為等の規制等に表示する法律に違反する行為。
- ALS又は他者に干渉する行為。
- 選挙の事前運動、選挙運動(これらに類似する行為を含みます。))及び公職選挙法に抵触する行為。
- 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段(いわゆるフィッシング)及びこれに類する手段を含みます。))により他の個人情報を取得する行為。
- 法令に基づき監督官庁等への届出、許可等の取得等の手続きが義務づけられている場合に、当該手続きを履行せずにSDSサービス又は提携サービスを利用する行為、その他当該法令に違反する、又は違反するおそれのある行為。
- 上記記載の他、法令、又は利用者規約に違反する行為、SDSサービス、提携サービス又は他者サービスの運営を妨害する行為、他の利用者又は第三者が主導する情報の交換又は共有を妨害する行為、信用の毀損又は財産権の侵害等のようにALS、提携先、又は他者に不利益を与える行為。

第2章 利用者

第6条 (利用の申込)

- SDSサービスの利用を希望する者は、ALS所定の方法により、利用申込を行うものとします。利用申込をした者は、利用申込を行った時点で、この利用者規約の内容に対する承諾があったものとみなします。

第7条 (申込の承諾)

- ALSは、利用申込に対し、必要な審査・手続等を経た後により承諾します。ALSがこの承諾を行った時点で、利用契約が成立するものとします。
- 前項の審査・手続等が完了するまでの間、利用者は、SDSサービスの機能のうちALSが別途定める機能をこの利用者規約に基づき利用することができます。但し、このことはALSが前項の承諾を行ったとはみなされず、利用者がこの利用者規約に違反した場合は、審査・手続等が完了するまでの間であってもALSは直ちに当該利用を停止するとともに利用申込を承諾しないことがあります。

第8条 (申込の不承諾)

ALSは、審査の結果、利用者が以下のいずれかに該当することがわかった場合、その者の利用申込を承諾しないことがあります。

- 利用者が実在しないこと。
- 申込の時点で、利用者規約の違反等により強制退会処分もしくは利用申込の不承諾を現に受け、又は過去に受けたことがあること。
- 申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記又は記入漏れがあったこと。
- 申込をした時点でSDSサービスの利用料金の支払を怠っていたこと、又は過去に支払怠ったことがあること。

ALSの業務の遂行上又は技術上支障があるとき(利用者が暴力団関係者と判明したとき等)

- 前項によりALSが利用申込の不承諾を決定するまでの間に、当該利用者がSDSサービスを利用したことにより発生する利用料金その他の債務(提携サービスを利用することで提携先に対して発生した債務のうち、ALSが当該債務に係る債権の代理回収を行うものを含み、以下同様とします。))は、当該利用者の負担とし、当該利用者は第9条(利用料金)の規定に準じて当該債務を弁済するものとします。

第9条 (譲渡禁止等)

利用者は、利用者契約に基づいてSDSサービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡したり、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

第10条 (変更の届出)

- 利用者は、住所、その他ALSへの届出内容に変更があった場合には、速やかにALSに所定の方法(書面の提出、オンライン上の送信、電話連絡等)で変更の届出をするものとします。

第4章 サービス

以下に挙げる各種サービスは、利用者ごとに応じたものであり、犬の様子や年齢によっては、サービス対象外になる場合がありますので、予めご了承ください。

第18条 (SDSフレンズ)

- SDSフレンズサービスの有効期限は申込より1年間とします。
- SDSフレンズ年会費は第28条(利用料金)に定めるものとします。
- SDSフレンズ年会費は前払いとなります。
- SDSフレンズ年会費はいかなる理由があっても返金は行いません。
- SDSフレンズに入会すると、以下のサービスが受けられます。
 - ・コミュニティへの無料参加
 - ・ドッグブレイルムへの無料参加
 - ・セルフトレーニングの利用
 - ・レッスン料金の割引
 - ・その他、商品購入の割引等
- コミュニティおよびドッグブレイルムの予定は毎月末に来月の予定表としてLINEアプリ、メール等にてダイレクトメッセージ(以下、「DM」とします。))として利用者にお知らせいたします。
- コミュニティおよびドッグブレイルムへ参加する場合やセルフトレーニングを利用の場合は必ず事前に参加する旨を連絡していただきます。
- 満期によるSDSフレンズサービスの契約終了の際はALSより更新の案内をいたしますので継続希望者は所定の手続きを済ませてください。
- SDSフレンズサービスは、申込用紙に記入した同居の家族および飼育犬のみ受けられることが出来ます。

第19条 (グループレッスン)

- パピークラス、ジュニアクラス、ベーシッククラス、アドバンスクラス、マスタークラス、ファンクラス、K9ゲームサークルなど、数頭の犬と参加者が集まって行うレッスンをまとめてグループレッスンといいます。
- グループレッスン参加費は第28条(利用料金)に定めるものとします。
- グループレッスン料金は前払いとなります。
- レッスン料金はいかなる理由があっても返金は行いません。

- 前項届出がなかったことで利用者が不利益を被ったとしても、ALSは一切責任を負いません。

第11条 (利用者からの解約)

- 利用者が、利用者契約を解約する場合、所定の方法(書面の提出、オンライン上の送信等)にてALSに届け出るものとします。ALSは、既に受領した利用料金その他の債務の払い戻し等は一切行いません。
- 利用者契約に基づいてSDSサービスの提供を受ける権利は、一身専属性のものとなります。ALSは当該利用者の死亡を知り得た時点をもって、前項届出があったものとして取り扱います。
- 本案による解約の場合、当該時点において発生している利用料金その他の債務の弁済は第5章(利用料金)に基づきなされるものとします。

第3章 利用者の義務

第12条 (利用者の義務)

- 利用者および利用者の飼犬を管理する同居の家族等自身の管理が及ぶ者(以下「家族等」といいます。))は、ALSが掲げるSDSのコンセプト「犬の社会性(人と犬のより良い共生社会の構築)」に賛同するとともにこれに努め、健康・飼育など、これに付帯する一切に十分留意して飼犬の管理することとします。
- SDSサービスに参加するにあたって、参加する全ての犬は在任している市区町村に畜犬登録を行い、毎年の予防接種(狂犬病および混合ワクチン)を受けなければならないこと、毎年ALSへ登録済通知と予防接種証明書の提出することを義務付けます。
- その他、ALSが定める犬の健康診断を実施し、必要に応じて証明書・診断書を提出することとします。

第13条 (個人情報の管理)

- 利用者は、自己の個人情報情報を失念した場合は直ちにALSに申し出るものと、ALSの指示に従うものとします。
- 利用者は、自己の個人情報情報および個人認証を条件とするSDSサービスを利用する権利を、他者に使用させず、他者と共有あるいは他者に許諾しないものとします。但し、サービスを利用する権利に関しては、同居する家族等に限り、使用させ、共有し、又は許諾することができるものとします。家族等は、この利用者規約を遵守することを、前項の使用、共有あるいは許諾の条件とします。またALSは、家族等からSDSサービスに係る問い合わせ、又は利用申込本人の利用者契約に係る各種手続きの申請があった場合は、ALSの定める範囲内に限り、これに応じることができるとします。
- 利用者は、自己の個人情報情報の不正利用の防止に努めるとともに、その管理に因って一切の責任をもつものとします。ALSは、利用者の個人情報情報が第三者(家族等を含みます。))に漏れればなりません。))に利用又は変更されたこととします。
- 利用者は、自己の個人情報情報の不正利用の防止に努めるとともに、その管理に因って一切の責任をもつものとします。ALSは、利用者の個人情報情報が第三者(家族等を含みます。))に漏れればなりません。))に利用又は変更されたこととします。

第20条 (出張個別レッスン(マンツーマンレッスン))

- レッスン実施場所は飼主自宅および当スクール店舗等とします。
- 出張個別レッスンは4回(1時間/回)のレッスンを基本といたします。(スタッフの判断およびご相談により、レッスン回数を増減させることもあります。))
- 1時間当たりの利用料金は第28条(利用料金)に定めるものとします。
- 料金のお支払は、原則として4回分をまとめてお支払いいただきます。
- 問題となる行動の度合いによっては、修正、治療が完全にできないことも考えられますので、予めご了承ください。
- 4回の個別レッスンの実施期間は、開始より原則半年以内となり、この期間を超えた場合は、再度カウンセリングとさせていただきます。

第21条 (幼稚園等の預かりサービス)

- 実施場所は当スクール店舗および店舗周辺地域等とします。
- 参加費は第28条(利用料金)に定めるものとします。
- 幼稚園を含むSDSの預かりサービスを利用する際には、別途定めるサービス利用規約に同意のうえで、サービスを行うものとします。

第22条 (キッズワンクラス)

- 実施場所は原則として当スクール店舗としますが、実施内容(イベント等)によっては他の施設にて実施することがあります。
- キッズワンクラスは、原則として幼児〜小学生を対象とします。
- 参加費は第28条(利用料金)に定めるものとします。

第23条 (内容等の変更)

- ALSは、利用者への事前の通知なくしてSDSサービスの内容、名称又は仕様を変更することがあります。
- ALSは、前項の変更に関し一切責任を負いません。

第24条 (利用上の制約)

利用者は、利用者契約の申込の経路・手段によっては特定のSDSサービスを利用できない等の制約を受ける場合があることを承諾します。

第25条 (サービスの利用)

- 利用者は、個々のSDSサービス及び提携サービスの利用に際し、登録等の手続きが定められている場合は、事前に当該手続きを経るものとします。

当該利用者が被る損害については、当該利用者の故意過失の有無にかかわらず一切責任を負いません。

- 利用者は、自己の個人情報情報によるSDSサービスの利用(本案第3項に基づき利用者本人による利用とみなされる家族等の利用及び行為を含みますが、これに限りません。))に係る利用料金その他の債務の一切を弁済するものとします。

第14条 (自己責任の原則)

- 利用者は、SDSサービス利用時は飼犬を常に監視下に置き、犬の興奮やケガ等による咬傷事故等の発生を回避するよう努めとください。
- 利用者は、SDSサービスの利用とSDSサービスを利用してなされた一切の行為とその結果について一切の責任を負います。なお、当該利用及び行為には前条(個人情報情報の管理)第2項に基づき、利用者本人による利用及び行為とみなされる家族等の利用及び行為が含まれるものとします。
- 利用者は、自己のSDSサービスの利用及びこれに伴う行為に関して、問合せ、クレーム等が通知された場合及び紛争が発生した場合は、自己の責任と費用をもってこれを処理解決するものとします。
- 利用者は、第三者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
- 利用者は、SDSサービスの利用とSDSサービスを利用してなされた一切の行為に起因して、ALS又は第三者に対して損害を与えた場合(利用者が、利用者規約上の義務を履行しないことによりALS又は第三者が損害を被った場合を含みます。))、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。

第15条 (著作権の保護)

- 利用者は、ALSが承諾した場合(当該情報に係るALS以外の著作権者が存在する場合には、ALSを通じて当該著作権者が承諾を取得することを含みます。))を除き、SDSサービスを利用して入手したALS又は他の著作権者が著作権を有する、テキスト等またはその他のデジタルデータ、情報、文章、発言、ソフトウェア、画像、音声等(以下、併せて「データ等」といいます。))も、著作権法で認められた私的利用の範囲内のみ利用するものとし、私的利用の範囲を超える複製、販売、出版、放送、公衆送信のために複製し、公衆利用するものとします。
- 利用者は、本案に違反する行為を同居家族を含む第三者にさせないものとします。

- 利用者は、個々のSDSサービスの利用に際し、この利用者規約の他、利用規約等を遵守するものとします。

第26条 (提携サービス)

- 利用者は、SDSサービスを經由して、提携サービスを利用することができます。提携サービスの利用に係る契約は利用者及び提携先の間で成立するものとします。
- 利用者は、提携サービスの提供主体は、ALSではなく提携先であることを認識し、提携先が定める当該提携サービスの利用条件を遵守する他、提携先から指示を受けた場合は、これを遵守するものとします。なお利用者が当該利用条件に提携先の指示に従わなかった場合、この利用者規約に違反したものとみなします。
- ALSは、提携サービスの利用により発生した利用者の損害(他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。))及び提携サービスを利用できなかった責任により発生した利用者の損害に関し、一切責任を負いません。
- ALSが、提携先からの委託を受け、提携サービスの利用料金の徴収を行う場合は、利用者はALSに対して、当該利用料金を支払うものとします。
- 利用者は、提携サービスの利用においても、第14条(自己責任の原則)が適用されることを承諾します。

第27条 (他者サービス)

- 当該他者サービスの管理者から当該他者サービスの利用に係る注意事項が表示されているときは、これを遵守するものとします。
- ALSは、他者サービスに関し一切責任を負いません。
- 利用者は、他者サービスの利用においても、第14条(自己責任の原則)が適用されることを承諾します。

第5章 利用料金

第28条 (利用料金)

- SDSサービスの利用料金、算定方法は、ALSが定めるといたします。また、利用料金はSDSのホームページ上に記載されている料金が最新の価格となり、当該掲載内容に準ずるものとします。HP: <https://www.study-dog-school.com/price/>
- SDSフレンズ向けのサービス、及び一部のサービスについては、当該ホームページに記載せず、第18条 第6項に記載のSDSフレンズ向けのDM内のみ記載することがあります。
- サービス内容に応じて、交通費、別途入会金、テキスト料金等がかかる場合があります。

第29条（決済手段）

利用者は利用料金、その他の債務を、利用者ごとにALSが承認した方法で弁済するものとします。

第30条（債権譲渡）

ALSは、利用者に一定の期間、利用料金の不払い等の事情がある場合、利用者に対して有する利用料金その他の債権を、法務省の営業許可を得た債権管理回収業者に譲渡することができるものとします。利用者は、この債権譲渡を承諾するものとします。

第6章 利用制限、サービス提供の中断及び終了

第31条（利用制限）

- ALSは、利用者が以下のいずれかに該当する場合は当該利用者の承諾を得ることなく、当該利用者のSDSサービスの利用を制限することができます。
 - 当該利用者が関与することにより第三者に被害が及ぶおそれがあると判断した場合。
 - 利用状況、ALSに寄せられた苦情等から、当該利用者の個人認証情報が第三者に無断で利用されたと推測される場合。
 - 郵便、電話、FAX、電子メール等による連絡がとれない場合。
 - 上記記載の他、ALSが緊急性が高いと認めた場合。
- ALSが前項の措置をとったことで、当該利用者がSDS サービスを使用できず、これにより損害が発生したとしても、ALSは一切責任を負いません。

第32条（データ等の削除）

- 利用者がSDSサービス用設備に蓄積したデータ等がALSが各SDSサービスごとに定める所定の期間又は量を超えた場合、ALSは利用者に事前に通知することなく削除することができます。またSDSサービスの運営及び保守管理上の必要から、利用者に事前に通知することなく、利用者がSDSサービス用設備に登録したデータ等を削除することができます。
- ALSは、前項に基づくデータ等の削除に関し、一切責任を負いません。

第33条（一時的な中断）

- ALSは、以下のいずれかの事由が生じた場合には、利用者に事前に通知することなく、一時的にSDSサービスの全部又は一部の提供を中断することができます。
 - SDSサービス用設備等の保守を定期的又は緊急に行う場合。
 - 火災、停電等によりSDSサービスの提供ができなくなった場合。
 - 地震、噴火、洪水、津波等の天災によりSDSサービスの提供ができなくなった場合。
 - 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等によりSDSサービスの提供ができなくなった場合。
 - その他、運用上又は技術上ALSがSDSサービスの一時的な中断が必要と判断した場合。
- ALSは、前項記載のいずれか、又はその他の事由によりSDSサービスの全部又は一部の提供に遅延又は中断が発生しても、これに起因する会員又は第三者が被った損害に関し、この会員規約で特に定める場合を除き、一切責任を負いません。

第10章 その他

第39条（研究協力）

ALSは、人と犬とのより良い関係づくりのために様々な研究に取り組んでおります。そのため皆様には研究、調査の依頼をすることがありますので、ご協力お願い致します。（研究協力依頼の際は必ず実験内容を説明させていただきます。研究内容にご協力いただける方のみご参加ください。）

第40条

（ペットドッグトレーナー育成コースとインターンシップ）SDSサービスは、(株)Animal Life Solutionsが実施するペットドッグトレーナー育成コース受講生の実習及び、専門学校などのインターンシップの場ともなっております。サービス内において、見学者等をお願いをする場合がありますので、ご協力お願い致します。

第41条（専属的合意管轄裁判所）

利用者とALSの間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を利用者とALSの第一審の専属的合意管轄裁判所とします

第42条（準拠法）

この利用者規約に関する準拠法は、日本法とします。

附則

この利用者規約は2017年4月1日から実施します。当社の(株)Animal Life Solutionsは、個人情報の重要性を認識し、右記の取り組みを実施いたしております。

第34条（サービス提供の終了）

- ALSは、ALSが定める方法によって事前通知をした上で、SDSサービスの全部又は一部の提供を終了することができます。
- ALSはSDSサービスの提供の終了の際、前項の手続きを終ることで、終了に伴う責任を免れるものとします。

第7章 利用者規約違反等への対処

第35条（利用者規約違反等への対処）

- ALSは、利用者が利用者規約に違反した場合もしくはそのおそれのある場合、利用者によるSDSサービスの利用に関してALSにクレーム・請求等が寄せられ、かつALSが必要と認めた場合、又はその他の理由でALSが必要と判断した場合は、当該利用者に対し、以下のいずれか又はこれらを組み合わせて講ずることがあります。
 - 利用者規約に違反する行為又はそのおそれのある行為を止め、こと、及び同様の行為を繰り返さないことを要求します。
 - ALSに寄せられたクレーム・請求等の解消のための当事者間の協議（裁判外紛争解決手続きを含みます。）を行うことを要求します。
 - SDSサービスの使用を一時停止し、又は強制退会処分（利用者契約の解除を意味し、以下同様とします。）とします。
 - 前項の規定は第14条（自己責任の原則）に定める利用者の自己責任の原則を否定するものではありません。
 - 利用者は、本条第1項の規定はALSに同項に定める措置を講ずべき義務を課すものではないことを承諾します。また、利用者は、ALSが本条第1項に定める措置を講じた場合に、当該措置に起因する結果に関し、ALSを責めるものとします。
 - 利用者は、本条第1項の第3号の措置は、ALSの裁量により事前に通知なく行われる場合があることを承諾します。

第36条（ALSからの解約）

- 前条（利用者規約違反等への対処）第1項第3号の措置の他、利用者が以下のいずれかに該当する場合は、ALSは当該利用者に事前に何等通知又は報告することなく、SDSサービスの使用を一時停止し、又は強制退会処分とすることができます。
 - 第8条（申込の不承諾）第1項記載のいずれかに該当することが判明した場合。
 - 利用料金その他の債務の履行を遅滞し、又は支払を拒否した場合。
 - 利用者が成年後見開始の審判、保佐開始の審判もしくは補助開始の審判を受けた場合。
 - ALSから前条（利用者規約違反等への対処）第1項記載のいずれかの要求を受けたにもかかわらず、要求に応じない場合。
 - 長時間の架電、同様の問い合わせの繰り返しを過度に行い、又は義務や理由のないことを強要し、ALSの業務が著しく支障を来たした場合。

個人情報保護ポリシー

制定：2007年1月13日

当社の(株)Animal Life Solutionsは、個人情報の重要性を認識し、以下の取り組みを実施いたしております。

- 当社は、お客様個人に関する情報（以下「個人情報」といいます。）を取り扱っている部門あるいは部署単位で管理責任者を置き、その管理責任者に適切な管理を行わせております。
- お客様から、お客様の個人情報を取得させていただく場合は、利用目的をできる限り特定するとともに、お客様に対する当社の窓口等をあらかじめ明示したうえで、必要な範囲の個人情報を取得させていただきます。
- 当社は、お客様より取得させていただいた個人情報を適切に管理し、お客様の同意を得た会社以外の第三者に提供、開示等一切いたしません。
- 当社が、上記3におけるお客様の同意に基づき個人情報を提供する会社には、お客様の個人情報を漏洩や再提供等しないよう、契約より義務づけ、適切な管理を実施させていただきます。
- 当社は、お客様に有益と思われる当社のサービス、又は提携先の商品、サービス等の情報を、電子メール、郵便等によりお客様へ送信もしくは送付し、または電話させていただく場合がございます。お客様は、当社が別途定める方法にてお申し出いただくことにより、これらの取扱いを中止させたり、再開させたりすることができます。
- お客様が、お客様の個人情報の照会、修正等を希望される場合には、お客様に対する当社各窓口までご連絡いただければ、合理的な範囲ですみやかに対応させていただきます。
- 当社は、当社が保有する個人情報に関して適用される法令、規範を遵守するとともに、上記各項における取り組みを適宜見直し、改善してまいります。

2007年1月13日

株式会社Animal Life Solutions
代表取締役 鹿野 正顕

- その他、ALSが利用者として不適当と判断した場合。
- 前条（利用者規約違反等への対処）第1項記載内容、又は前項により強制退会処分とされた者は期限の利益を喪失し、当該時点で発生している利用料金その他の債務等ALSに対して負担する債務の一切を一括して弁済するものとします。
- 利用者が第17条（禁止事項）に違反し、又は本条第1項のいずれかに該当することで、ALSが損害を被った場合、ALSは、SDSサービスの使用の一時停止又は強制退会処分の有無にかかわらず、当該利用者（利用者契約を解約された者を含みます。）に対し被った損害の賠償を請求できるものとします。

第8章 損害賠償

第37条（免責）

- SDSサービス利用の際に発生した、咬傷事故等をはじめとしたあらゆる事故に関してALSは一切の責任を負いません。
- ALSは、SDSサービスの利用により発生した利用者の損害（第三者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。）に対し、利用者がこの利用者規約を遵守したかどうかに関係なく、一切責任を負いません。
- ALSは、ALS又は提携先が提供するデータ等を利用して第三者が登録するデータ等について、その完全性、正確性、適用性、有用性に関し、一切責任を負いません。
- ALSは、利用者がSDSサービス用設備に蓄積したデータ等が消失し、又は他者により改ざんされた場合、技術的に可能な範囲でデータ等の復旧に努めるものとし、その復旧への努力をもって、消失又は改ざんに伴う損害賠償の請求を免れるものとします。
- SDSサービスの内容はALSがその時点で提供可能なものと、利用者に対するALSの責任は、利用者が支障なくSDSサービスを利用できるよう、善良なる管理者の注意をもってSDSサービスを提供することに限られるものとします。
- 第31条（利用制限）第2項、第32条（データ等の削除）第2項、第33条（一時的な中断）第2項、本条第4項に定める他、ALSはSDSサービスを提供できなかったことにより発生した利用者又は第三者の損害に対しこの利用者規約で特に定める場合を除き、一切責任を負いません。

第9章 個人情報

第38条（個人情報）

- ALSは、個人情報を別途示される「個人情報保護ポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。
- ALSは、個人情報と、以下の利用目的の範囲内で取り扱います。
 - SDSサービスを提供すること。
 - SDSサービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査、及び分析を行うこと。
 - 学術研究を目的とし、アンケート調査、飼い犬の行動、生理等、学問的範囲に沿って調査すること。

- 個々の利用者に有益と思われるALSのサービス（SDSサービスに限りません。）又は提携先の商品、サービス等の情報を、メール、郵便等により送付し、又は電話すること。
- 利用者から個人情報の取扱いに関する同意を求め、ために、電子メール、郵便等を送付し、又は電話すること。
- その他利用者から得た同意の範囲内で利用すること。
- ALSは、前項の利用目的の実施に必要な範囲で個人情報の取り扱いを委託先に委託することができるものとします。
- ALSは、個人情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ること（それを明示し、利用者が拒絶する機会を設けることを含みます。）を行わない限り、第三者に個人情報を開示、提供しないものとします。

- 本条記載内容にかかわらず、ALSは、以下により個人情報を開示、提供することがあります。
 - 刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）その他同法のために基づく強制の処分が行われた場合には、当該処分の定める範囲で開示、提供することがあります。
 - 生命、身体又は財産の保護のために必要があるとALSが判断した場合には、当該保護のために必要な範囲で開示、提供することがあります。
 - 本条記載内容にかかわらず、ALSは、以下により個人情報を開示、提供することがあります。
 - ALSが判断した場合には、当該保護のために必要な範囲で開示、提供することがあります。
 - 本条にかかわらず、第30条（債権譲渡）に定める債権譲渡のために必要と認めた場合には、ALSは、必要な範囲で債権の譲渡先である債権管理回収業者に個人情報を開示、提供することがあります。
 - 利用者は、自らの個人情報をSDSサービスを利用して公するときは、第14（自己責任の原則）、第36条（免責）が適用されることを承諾します。
 - ALSは、利用者の個人情報の属性の集計、分析を行い、個人が識別・特定できないよう加工したものを（以下「統計資料」といいます。）を作成し、新規サービスの開発等の業務の遂行のために利用、処理することがあります。また、ALSは、統計資料を提携先等に提供することがあります。

誓約書

私は、スタディ・ドッグ・スクールに関わるサービスを受けるにあたり(株)Animal Life Solutionsの定める「スタディ・ドッグ・スクール会員規約（2022年2月25日改訂）」に承諾いたします。

ご住所：
〒

お電話番号：

飼い主様のご氏名：

印

犬のお名前：

（犬種：）

※複数頭飼育の場合は全てのワンちゃんについてご記入ください。

スタディ・ドッグ・スクール® サービス利用規約 ～お預かり規約～

- 第1条 お預かりサービス（幼稚園・保育園等）をご利用の方は、外部・内部寄生虫の検査及び駆除、そして1年以内の狂犬病予防ワクチンおよび混合ワクチンを接種していることを条件とします。ただし、これらワクチンを未接種の場合は、かかりつけ動物病院と相談の上、速やかに接種することとします。
- 第2条 お預かりサービスをご利用の際には、必ず前日から当日の朝までの様子をお知らせ下さい（別用途紙に記入）。
- 第3条 第2条の情報により、病気の発症やおもちゃ等の誤食が認められる場合には原則的にお預かりできません。
- 第4条 お預かりが出来る上限の年齢は原則として8歳となります。
- 第5条 お預かり中、犬の様子が急変するなど、様子の変化に気づいた時点で飼い主さんにご連絡致します。その際、感染症が疑われる場合には他の犬から速やかに隔離し、怪我や体調不良などの場合には弊社かかりつけの動物病院にて早急に処置致します。
- 第6条 感染症に関しては潜伏期間や経路の特定が困難なため弊社では責任を負いかねます。
- 第7条 発情期の雌は、他の犬への配慮から部屋を移したり、運動制限をする場合があります。さらに、必要に応じてハウスやおむつ等をご持参いただく場合があります。
- 第8条 1歳未満の幼稚園・保育園でコースに通っている場合、スタッフの判断にて健康管理（爪切りなど）に馴らすトレーニングを無料にて実施しますが、1日預かりや、1歳を過ぎた成犬に関しては、お客様が健康管理を希望される場合、別途料金を頂戴致します。
- 第9条 お預かりサービスのコースに申し込みをした場合、そのコースの1回目の参加日からお預かりサービスを実施している20営業日中に終了しなければいけません。
- 第10条 本規約は、お預かりサービスをご利用の際、規約に変更がない限り無期限で有効とします。
本規約に変更があった場合は、再度新しい誓約書の提出をお願いいたします。

誓約書

私は、株式会社アニマルライフ・ソリューションズの定める「スタディ・ドッグ・スクール® サービス利用規約
～預かり規約～」に同意し承諾いたします。

年 月 日

氏名： _____ 印

ご住所： _____

お電話番号： _____

犬の名前： _____（犬種： _____）